

「信用金庫法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え
1	信金法施行規則別紙様式第2号「貸借対照表」(記載上の注意)1.(3)及び同施行規則別紙様式第3号「損益計算書」(記載上の注意)12.ほか 協金法、労金法、農中法も同様	今般の公開草案は、平成23年7月15日から8月15日まで意見の募集をしていた案のうち、一部を見直し、再度、意見を募集するものとされている。 平成23年7月15日付け公開草案では、信用金庫法施行規則別紙様式第2号貸借対照表の改正については会社計算規則第102条の2から同第102条の5を準用し、別紙様式第3号損益計算書の改正については会社計算規則第2条第3項第59号及び同条同項第64号の規定を準用していたが、今般公表された公開草案では、別紙様式第2号貸借対照表の改正については財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財規」という。)第8条の3から第8条の3の7を、損益計算書の改正については財規第8条第51項及び同条第53項の規定を準用することとされているので、その変更理由を明確にされたい。	会社計算規則では、遡及適用等を行うかどうかは会社の任意であるとされるため、遡及適用等を行っていただくよう、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「財務諸表等規則」という。)に準じて記載することと変更いたしました。 ただし、別紙様式においては、当事業年度に係る財務諸表のみが表示されますので、財務諸表等規則で規定されている注記事項のうち、前事業年度にかかる注記事項についての記載は不要としております。 なお、銀行法施行規則別紙様式についても、同様の理由により変更し、平成23年10月31日付で施行しております。
2	信金法施行規則別紙様式第2号「貸借対照表」(記載上の注意)1.(3)ほか 協金法、労金法、農中法も同様	財規を準用する場合においては、少なくとも財規第8条の3の3(未適用の会計基準等に関する注記)の準用規定は削除すべきである。	御指摘を踏まえ、財務諸表等規則第8条の3の3(未適用の会計基準等に関する注記)の準用規定は削除することとしました。
3	信金法施行規則第31条 協金法、労金法、農中法も同様	信用金庫法施行規則第31条第3項第2号を「正当な理由による会計方針の変更」から「会計方針の変更」へ改正するとともに、同条第4項を削除すべきである(協同組合による金融事業に関する法律、労働金庫法及び農林中央金庫法についても同様)。	御指摘を踏まえ、規定を修正することとしました。

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え
4	協金法施行規則別紙様式第1号「事業報告」1.事業の概況(2)事業成績の推移(記載上の注意)4.ほか	「当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用(…)、財務諸表の組替え(…)、又は修正再表示(…)を行うこと」とあり、前事業年度計数の修正を求める内容となっているが、信用組合の『事業報告』は、会社法体系に基づく「事業報告」に準じて、前事業年度計数の修正は任意の取扱いにしていきたい。	銀行法施行規則別紙様式において、当該事項については遡及適用等を求めている、同じ預金等取扱金融機関である協同組織金融機関についても、同様の取扱いが適切であると考えます。 よって、原案のとおりとさせていただきます。
5	〃	ディスクロージャー誌における前事業年度計数の修正は任意の取扱いとしていただきたい。	ディスクロージャー誌における前事業年度係数のうち、以下に記載する事項については、協金法施行規則別紙様式において遡及適用等を行うことと定めた事項と同様であると考えられますので、遡及適用等を行ったものを表示してください(必須の取扱い)。 ・協金法施行規則第69条第1項第3号ロの指標及び同規則第70条第2号ロの指標 ・協金法施行規則第69条第1項第5号イの財務諸表及び同規則第70条第3号イの財務諸表 ・協金法施行規則第69条第1項第5号二のうち自己資本の構成に関する事項及び同規則第70条第3号ハのうち自己資本の構成に関する事項 これ以外の前事業年度計数については、御意見のとおり、各金融機関の判断において、利用者に誤解や混乱を与えることのないよう、適切に表示していただいても構いません(遡及適用等は任意の取扱い)。
6	〃	仮に、ディスクロージャー誌における前事業年度計数の修正を義務付ける場合には、財務諸表等規則が「比較情報」(当事業年度に記載した事項に対応して修正した前事業年度に係る事項を開示する)を含めて作成することを規定しているように、ディスクロージャー誌について「比較情報」を開示する旨及びその範囲を法令上明確化していただきたい。	遡及適用等を義務とする範囲については、上記5の回答のとおりです。 これは、協同組織金融機関が財務諸表等を作成する場合の一般的な規定として、別紙様式において規定した内容について、ディスクロージャー誌においても同様な対応をしていただくことを求めているものであり、ディスクロージャー誌にかかる規定の改正は特段不要であると考えます。

意見 番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え
7	協金法施行規則別紙様式第9号「業務報告書」第1の15.単体自己資本比率(記載上の注意)5.ほか	「遡及適用(…)、財務諸表の組替え(…)又は修正再表示(…)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること」とあるが、前事業年度計数の修正は任意の取扱いとするか、可能な範囲での取扱いを許容していただきたい。	上記4の回答のとおりです。
8	信金法施行規則別紙様式第1号「業務報告」1.事業の概況(2)事業成績の推移(記載上の注意)4.ほか	「当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用(…)、財務諸表の組替え(…)、又は修正再表示(…)を行うこと」とあり、前事業年度計数の修正を求める内容となっているが、信用金庫の『業務報告』は、会社法体系に基づく「事業報告」に準じて、前事業年度計数の修正は任意の取扱いにしていきたい。	上記4の回答のとおりです。

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え
9	信金法施行規則別紙様式第1号「業務報告」1.事業の概況等(2)事業成績の推移(記載上の注意)4.ほか	①ディスクロージャー誌における前事業年度計数の修正は任意の取扱いとしていただきたい。 なお、平成23年12月5日に金融庁ホームページに公表された『「信用金庫法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について』の「1. 改正の概要」(1)イで「信用金庫法施行規則第132条第1項第3号口の指標及び同規則第133条第2号口の指標について」も同様とすることを意図しています」とあるが、ディスクロージャー誌掲載項目のうちこれらの項目に限り、前事業年度計数の修正を求めているものという理解でよいか確認したい。	ディスクロージャー誌における前事業年度係数のうち、以下に記載する事項については、信金法施行規則別紙様式において遡及適用等を行うことと定めた事項と同様であると考えられますので、遡及適用等を行ったものを表示してください(必須の取扱い)。 ・信金法施行規則第132条第1項第3号口の指標及び同規則第133条第2号口の指標 ・信金法施行規則第132条第1項第5号イの財務諸表及び同規則第133条第3号イの財務諸表 ・信金法施行規則第132条第1項第5号二のうち自己資本の構成に関する事項及び同規則第133条第3号ハのうち自己資本の構成に関する事項 これ以外の前事業年度計数については、御意見のとおり、各金融機関の判断において、利用者に誤解や混乱を与えることのないよう、適切に表示していただいても構いません(遡及適用等は任意の取扱い)。
		②仮に、ディスクロージャー誌全般の項目について前事業年度計数の修正が求められる場合には、ディスクロージャー誌は会計基準が求めるものより開示内容が多く、状況によっては修正が困難な項目も出ることが想定される。このような場合には、当該項目について弾力的な対応(例：開示ができない旨を記載するなど)を図ることにより確認したい。	別紙様式において遡及適用等を行うことと定めた事項を越える開示内容については、御意見のとおり、各金融機関の判断において、利用者に誤解や混乱を与えることのないよう、適切に表示していただければと思います。
		③仮に、ディスクロージャー誌全般の項目について前事業年度計数の修正が求められる場合において、金融機関が任意に3事業年度以上の計数を記載した際には、修正が求められるのは『前事業年度まで』、という理解でよいか確認したい。	御意見のとおりです。
		④ディスクロージャー誌における前事業年度計数の修正を義務付ける場合には、顧客になぜ前事業年度計数を修正したのかを明確に説明できることが望まれる。ついては、財務諸表等規則が「比較情報」(当事業年度に記載した事項に対応して修正した前事業年度に係る事項を開示する)を含めて作成することを規定しているように、ディスクロージャー誌について「比較情報」を開示する旨及びその範囲を法令上明確化していただきたい。	遡及適用等を義務とする範囲については、上記9①の回答のとおりです。 これは、協同組織金融機関が財務諸表等を作成する場合の一般的な規定として、別紙様式において規定した内容について、ディスクロージャー誌においても同様な対応をしていただくことを求めているものであり、ディスクロージャー誌にかかる規定の改正は特段不要であると考えます。

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え
10	信金法施行規則別紙様式第2号「貸借対照表」(記載上の注意) 1.(3)ほか	①「ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない」とあるが、別紙様式第2号等は当事業年度の記載のみであることから、「当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、」という記載は不要ではないか。 仮にディスクロージャー誌に「前事業年度に係る事項」の記載を求めることを意図しているのであれば、本別紙様式の記載上の注意に記載するというのは適当といえないのではないか。	協同組織金融機関の財務諸表は、各施行規則別紙様式により規定しており、その規定のとおり財務諸表をディスクロージャー誌において表示することとなります。 今回の改正で、協同組織金融機関が財務諸表を作成する場合の一般的な規定として、別紙様式において、財務諸表等規則に準じた注記を記載するよう規定することにより、協同組織金融機関が前事業年度にかかる財務諸表を表示する場合(ディスクロージャー誌も含む。)には、その前事業年度の財務諸表について、遡及適用等を行ったものとする必要がありますを示すこととしました。 その都合上、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合についてのただし書き規定を設けたものです。 このような改正手法が適切であると考えております。
		②仮にディスクロージャー誌に関して遡及処理することとした場合、貸借対照表の注記事項が会計監査人による会計監査を受けた事項と会計監査人による監査を受けていない事項が混在することとなる。顧客に混乱を与えないように、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号チの規定を勘案のうえ、記載場所を区分するなど工夫しても差し支えないと考えてよいか確認したい。	信金法施行規則第132条第1項第5号チの規定に基づき、会計監査を受けている旨の注記を記載する場合には、会計監査を受けた事項であるかを受けていない事項であるかについて、明確に理解がなされるように記載する必要があると考えますので、御意見のような工夫をしていただいても差し支えありません。
		③財務諸表等規則第8条の3等では、「一株当たり情報」に対する記載を求めているが、協同組織金融機関には「株式」という概念がないことから、「一株当たり情報」に係る記載は不要という理解でよいか確認したい。	御意見のとおりです。
		④同規則第8条の3の3では、既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものに関する事項の記載を求めているが、協同組織金融機関の場合、別紙様式の改正をもって会計基準等の適用が明確となるため、別紙様式の改正が行われて明確になるまでは第8条の3の3の記載は不要という理解でよいか確認したい。	上記2の回答のとおりです。

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え
11	信金法施行規則別紙様式第3号「損益計算書」(記載上の注意)12.ほか	「遡及適用又は修正再表示を行った場合には、繰越金(当期首残高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示後の繰越金(当期首残高)を区分表示すること」とあるが、次のような記載イメージで差し支えないか確認したい。 (記載イメージ) 当期純利益(又は当期純損失) × × × 繰越金(当期首残高) × × × 遡及処理による累積的影響額 × × × 遡及処理後繰越金(当期首残高) × × × 当期未処分剰余金 × × ×	そのような記載イメージで問題ありません。